

太田市地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者から中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、地域における関係者間のネットワークを強化し、地域福祉の推進を図るため、太田市地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について討議するものとする。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業についての意見に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (6) 地域の関係者によるそれぞれの取組及び課題の共有に関すること。
- (7) 地域の関係者の連携の在り方に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉サービス事業者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 自治会等の地域住民の代表者
- (5) ボランティア団体
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 福祉行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。
(意見聴取の申出等)

第7条 地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たって、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、協議会へ意見聴取を行おうとする社会福祉法人は、あらかじめ「意見聴取申出書」(別記様式)を協議会に提出しなければならない。

- 2 前項の申出書の提出があったときは、当該申出書を委員長に送付する。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉子ども部社会支援課において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）太田市地域協議会委員長

（申出人）

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○

意見聴取申出書

当法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たって、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、関係書類を添えて貴協議会に意見を求めます。

（添付書類）

- ・ 社会福祉充実計画（案）
- ・ 前記計画案に関する参考資料